

平成21年度

宇陀市個別外部監査報告書

宇陀市個別外部監査人

公認会計士 牧野康幸

本報告書内の各図表に記載された金額は、いずれも表示単位未満の端数処理の関係上、合計等が一致しない場合がある。

目 次

第1 個別外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類	1
【2】監査の対象とした事項名	1
【3】外部監査の視点	1
【4】主な監査手続	1
【5】外部監査実施期間	1
【6】外部監査人補助者	2
【7】利害関係	2
第2 資金不足比率が経営健全化基準以上になった要因について	3
【1】資金不足比率が経営健全化基準以上になった要因の要約	3
【2】美榛苑の概要について	5
【3】単年度損失が生じている要因について ～地方公営企業としての側面からの要因	11
【4】資金不足比率が275.1%となった要因について ～市の施設としての位置付けからの要因	18
第3 監査の結果及び意見	22
【1】美榛苑のあり方及び地方公営企業法の財務規定の継続適用について ..	22
【2】美榛苑に対する一般会計からの支援ルールの明確化について	28
【3】美榛苑を存続するにあたっての投資計画の策定について	28
【4】利便性の向上と効果的なPRについて（存続を前提として）	30
【5】一時借入金について	30
【6】資本取引（資本的収入）と損益取引（収益的収入）の区別について ..	31

第1 個別外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第26条第1項及び地方自治法第252条の27第3項に規定する個別外部監査

【2】監査の対象とした事項名

宇陀市保養センター美榛苑の経営に関する事務について

【3】外部監査の視点

宇陀市保養センター美榛苑（以下、美榛苑という）の平成20年度決算に基づく資金不足比率は275.1%であり、経営健全化基準である20.0%を大幅に上回る状況となっている。当該施設の運営は宇陀市におけるかねてからの懸案事項であるため、経営健全化計画の検討にあたり抜本的な対策が望まれる。

このような状況の中で、市民の信頼に足り得る経営健全化計画の策定に資するため、美榛苑の経営に関する事務について監査を実施することとした。

【4】主な監査手続

個別外部監査にあたり実施した主な監査手続は次のとおりである。

- 美榛苑の過年度決算書の分析
平成元年度から平成20年度までの決算数値を分析し、単年度純損失の発生原因及び資金不足比率が高くなった要因を検討した。
- 美榛苑の経営状況に関するヒアリング
美榛苑所長及び副所長をはじめとする関係者にヒアリングを行うとともに、関連する経営実績資料等の分析を実施し経営上の問題点等について把握を行った。
- 「美榛苑経営検討特別委員会議事録」の閲覧
議論されている論点について、上記のヒアリング及び資料分析から得られる情報と照らし合わせながら、経営上の問題点等について考察を行った。
- 美榛苑の現地調査
施設・設備の状況及び稼働・サービスの状況を把握するために苑内を視察するとともに、実際に宿泊し提供されるサービスを実体験した。

【5】外部監査実施期間

平成21年10月1日から平成22年1月13日まで

【6】外部監査人補助者

公認会計士 森田祐司

公認会計士 小室将雄

公認会計士 倉本正樹

【7】利害関係

個別外部監査の対象である事項について、個別外部監査人及び補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 資金不足比率が経営健全化基準以上になった要因について

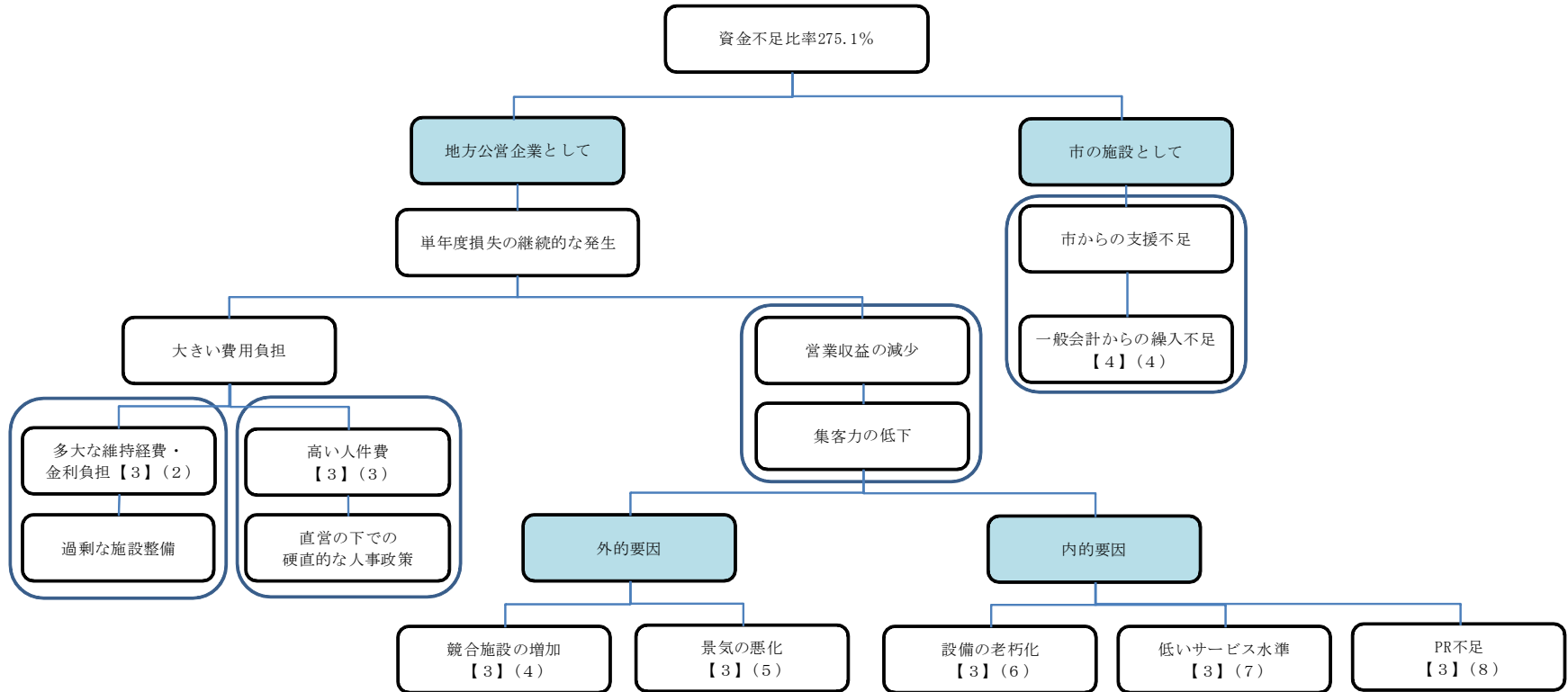
【1】資金不足比率が経営健全化基準以上になった要因の要約

美榛苑が独立採算を前提とする地方公営企業としての独立した企業体という側面からは、①過剰ともいえる施設整備に起因する多大な維持経費及び金利負担、②直営方式による固定的費用（人件費）の存在及び③集客力の低下に基づく営業収益の減少が要因として考えられる。

また、市の施設としての側面からは、当初の施設の設置目的は高齢者福祉であったが、その後、観光施設としても運営されることになったため設置目的があいまいとなり、それに伴って施設の機能に応じた負担区分（一般会計で負担するのか、宇陀市保養センター特別会計で負担するのか）が不明瞭となり、大規模な施設整備に対する一般会計からの支援が十分には行われてこなかったことなどが要因として考えられる。

以上、資金不足比率が経営健全化基準をはるかに超える水準に至った要因について相互の関連を示すと図表1のとおりであり、【3】節及び【4】節で、それぞれ詳細な分析を行う。

<図表1> 資金不足比率が経営健全化基準以上になった要因の関連図



※上記図表中の【 】に記載した数値は以下の各項目と対応している。

【2】美榛苑の概要について

(1) 美榛苑における施設拡大の経緯及び施設概要について

美榛苑は昭和 55 年 11 月に榛原町立老人福祉センターとして設置された後、以下のような経緯でその規模を順次拡大し、大規模な観光施設となっている。

<図表 2> 施設拡大の経緯

(単位：千円)

時期	主な施設整備の内容等	施設整備費等
昭和55年11月	老人福祉センター美榛苑竣工	345,027
昭和56年11月	本館宿泊棟完成、保養センター美榛苑としての営業を開始	337,529
昭和57年4月	地方公営企業法の財務規定を適用	—
昭和62年1月	温泉試掘	10,000
昭和63年10月	温泉実用化	39,000
平成2年5月	新館宿泊棟、大浴場完成	497,200
平成2年10月	事務所改築	50,000
平成6年4月	別館宿泊棟、日帰り浴場、レストラン完成	647,800
平成8年6月	大宴会場棟完成	338,900
平成14年2月	玄関・ロビー等改築	47,750
		2,313,206

[平成 21 年 3 月末時点の施設概要]

客室：43 室

収容人数：宿泊 190 名、宴会 350 名

宴会場：大小宴会場 8 部屋（大広間 200 名）

会議室：200 名

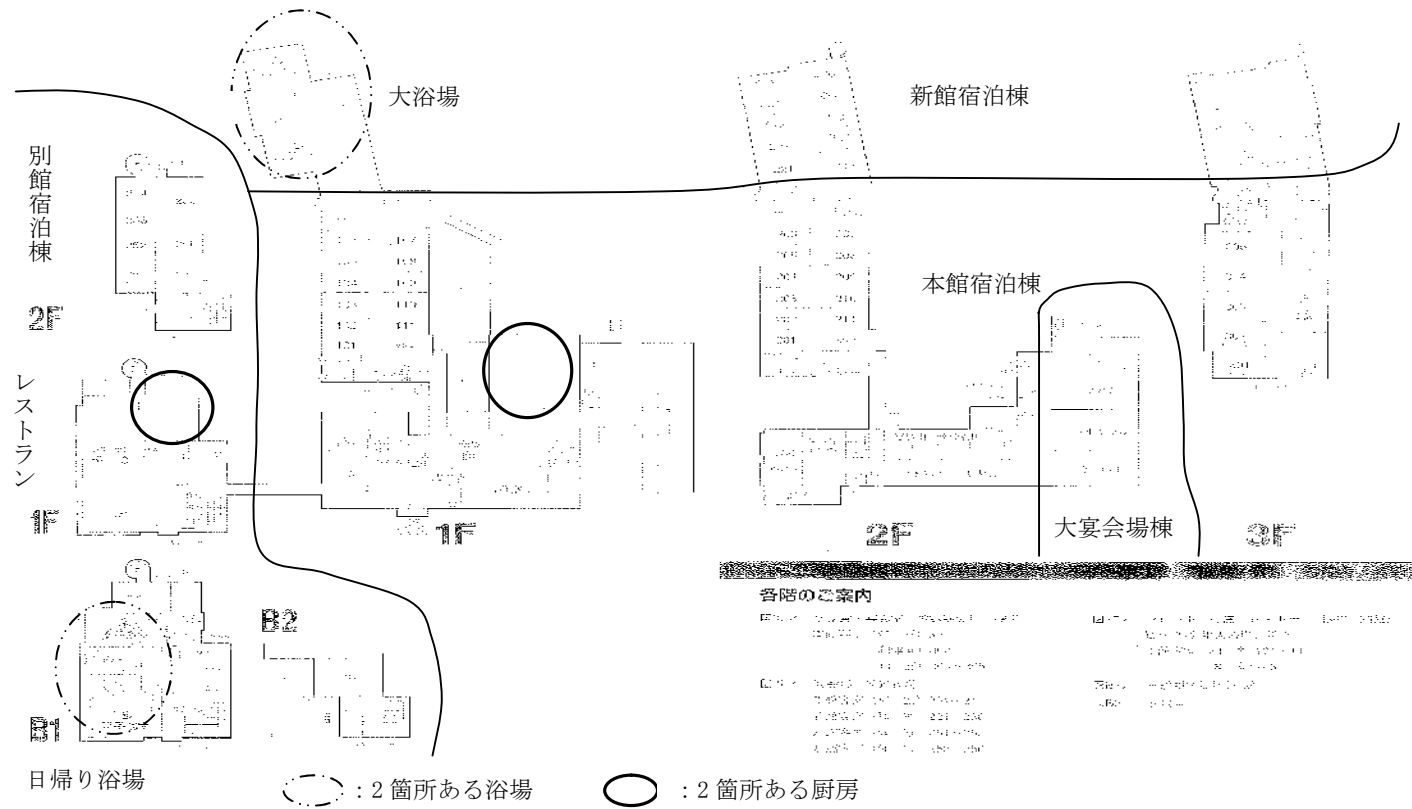
レストラン：レストラン榛奈 130 席

大浴場：2 ヶ所

駐車場：130 台

その他：売店・カラオケルーム

<図表3> 美榛苑の施設概要図



【全景】



【新館宿泊棟】



【別館宿泊棟】



【大宴会場棟】



(2) 美榛苑の業績推移について

美榛苑の最近5年間の業績推移は(表1)のとおりである。

<表1> 損益状況の推移

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
営業収益	491,858	498,589	498,244	486,515	463,837
利用収益	434,833	442,196	446,331	435,912	414,214
売店収益	51,406	50,477	46,311	45,408	44,969
その他	5,619	5,916	5,602	5,195	4,654
営業経費	605,293	616,139	608,473	589,575	561,149
美榛苑経費	542,627	554,993	555,035	539,371	512,709
減価償却費	62,666	61,146	53,438	50,204	48,440
営業利益	△ 113,435	△ 117,550	△ 110,229	△ 103,060	△ 97,312
営業外収益	52,650	54,325	16,451	7,847	59,343
他会計負担金	48,980	50,405	12,461	4,041	55,215
その他	3,670	3,920	3,990	3,806	4,128
営業外費用	53,300	42,491	38,711	42,776	41,219
支払利息	45,993	42,491	38,702	42,776	41,215
その他	7,307	-	9	-	4
経常利益	△ 114,085	△ 105,716	△ 132,489	△ 137,989	△ 79,188
特別損益	-	-	△ 575	-	-
当期純利益	△ 114,085	△ 105,716	△ 133,064	△ 137,989	△ 79,188
営業利益率	△ 23.1%	△ 23.6%	△ 22.1%	△ 21.2%	△ 21.0%

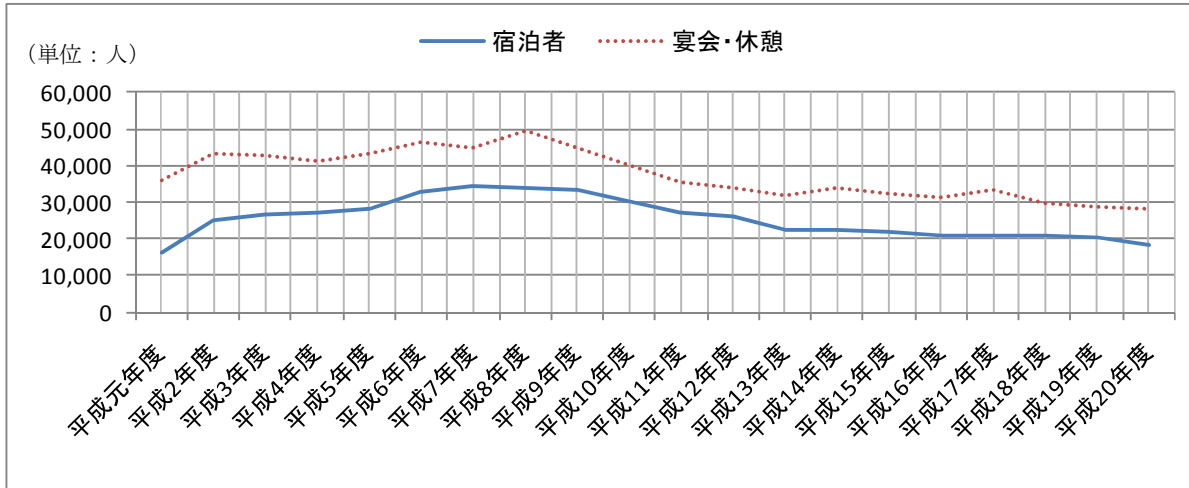
※平成20年度の当期純利益は△79,188千円となっているが、一般会計からの他会計負担金(施設管理等に係る補助金)が55,215千円あるため、実質的には134,402千円の純損失である(他の年度の他会計負担金は老人福祉センター負担金及び無料入浴券利用負担金等であるため性質が異なる)。

営業収益(売上高)の減少傾向は続いているものの、減価償却費の負担がピークアウトしたことや食材費の低減、人員配置転換による人件費圧縮等により営業利益率はわずかながら改善傾向がみられる。しかしながら当期純損失は依然として高い水準で推移しており、経営的に厳しい状況にある。

(3) 美榛苑の単年度損益等の推移について

美榛苑の利用客数、営業収益、単年度損益の推移は以下のとおりである。

<表2> 利用客数の推移（宿泊者、宴会・休憩）

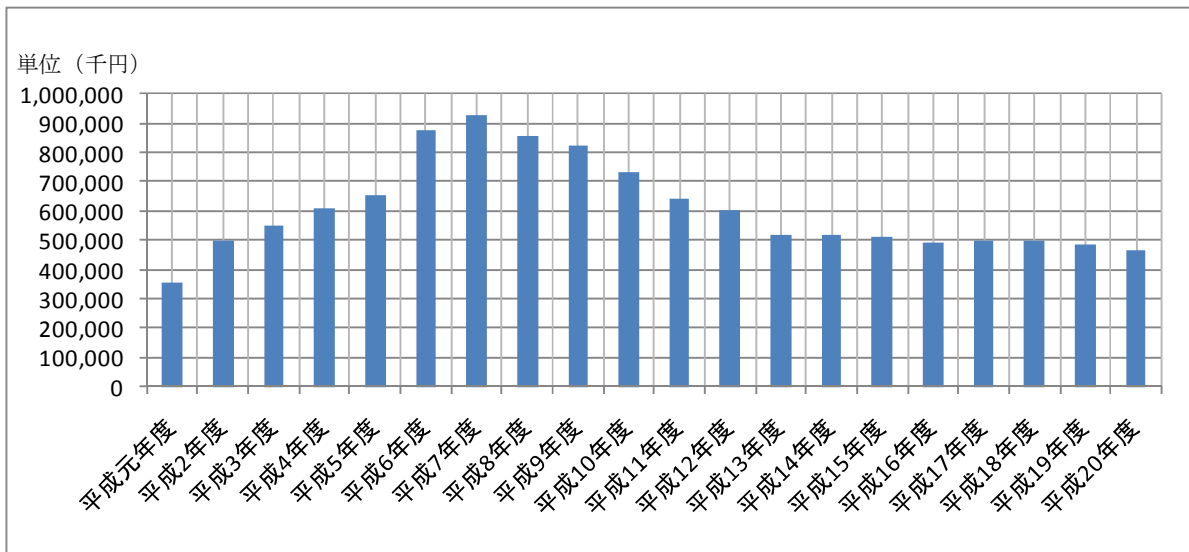


平成6年4月の別館宿泊棟完成を受け、翌平成7年度には宿泊者数が34,371人まで増加したものの、平成20年度には18,255人にまで落ち込んでいる。一方、宴会・休憩での利用客数は大宴会場棟が完成した平成8年度に49,590人と最高を記録したものの、平成20年度には28,099人の利用にとどまっている。(表2)

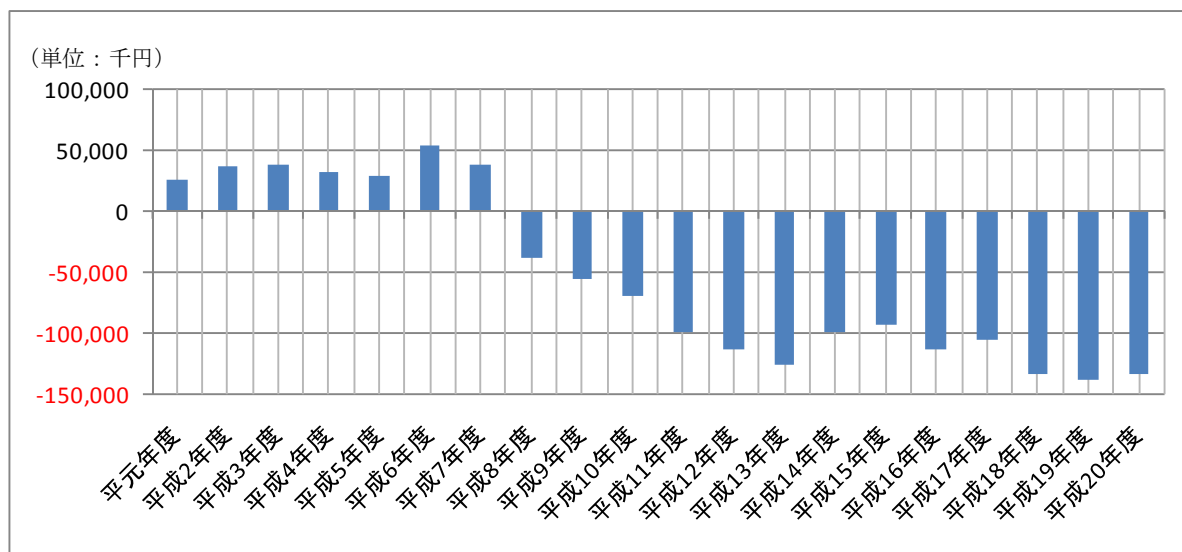
このような状況を反映して平成7年度に925,765千円の営業収益があったものの、その後は年々営業収益が減少している。(表3)

また、平成8年度からは単年度損益がマイナスに転じている。(表4)

<表3> 営業収益の推移



<表4> 単年度損益の推移



※単年度損益の算定にあたり、一般会計から収益的収入として受け入れた金額（平成13年度：70,230千円、平成14年度：50,000千円、平成20年度：55,215千円）を各年度の総収益から除外している。「総収益」は（表1）における営業収益、営業外収益及特別利益の合計である（以下同様）。

【3】単年度損失が生じている要因について～地方公営企業としての側面からの要因

(1) 営業収益に対する各費用項目の割合について

当期純利益を計上していた最後の3年間（平成5年度、平成6年度、平成7年度）と直近3年間（平成18年度、平成19年度、平成20年度）における主要な費用項目が営業収益に占める割合は（表5）のとおりである。

<表5> 営業収益に対する各費用項目の割合

（単位：千円）

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
減価償却費	36,717	37,989	53,696	53,438	50,204	48,440
支払利息	49,835	69,915	67,942	38,702	42,776	41,215
人件費	229,955	285,027	309,160	255,848	244,151	230,548
食材費等	206,201	282,543	302,231	152,248	143,616	127,432
光熱水費	35,959	48,710	55,208	37,696	35,992	36,054
委託料	5,627	6,944	7,360	41,840	46,066	52,746
その他	64,829	97,768	97,924	67,987	69,546	65,933
費用合計	629,123	828,896	893,521	647,759	632,351	602,368
総収益	658,044	883,434	931,016	514,696	494,363	467,965
（うち営業収益）	653,950	878,208	925,765	498,244	486,515	463,837
当期純利益	28,921	54,538	37,495	△ 133,064	△ 137,989	△ 134,402
減価償却費	5.6%	4.3%	5.8%	10.7%	10.3%	10.4%
支払利息	7.6%	8.0%	7.3%	7.8%	8.8%	8.9%
人件費	35.2%	32.5%	33.4%	51.3%	50.2%	49.7%
食材費等	31.5%	32.2%	32.6%	30.6%	29.5%	27.5%
光熱水費	5.5%	5.5%	6.0%	7.6%	7.4%	7.8%
委託料	0.9%	0.8%	0.8%	8.4%	9.5%	11.4%
その他	9.9%	11.1%	10.6%	13.6%	14.3%	14.2%

※平成20年度の総収益については、比較可能性を保つため、営業外収益として一般会計から受け入れた収益的収入55,215千円を除外している。

※上記「委託料」の中には平成13年度から開始したフロント業務委託料、保安・清掃・運転業務委託料が含まれている。仮に平成5年度から平成7年度と同様にフロント業務等を直営で実施していた場合、平成18年度から平成20年度における人件費が営業収益に占める割合はそれぞれ5.8%、6.0%、6.3%増加する。

（表5）から明らかなように、営業収益の減少に連動しない費用項目の存在が単年度損失を生じさせる大きな原因となっている。具体的には減価償却費、支払利息及び光熱水費といった過去の投資判断の結果に拘束される費用項目と、民間企業であれば経営状況に応じてある程度調整が可能と思われる人件費が該当すると考えられるため、以下それぞれについて検討する。

(2) 過去の過剰と思われる施設整備について

過年度における施設整備の主なものとして平成2年5月完成の新館宿泊棟（部屋数10室）・大浴場の建設、平成6年4月完成の別館宿泊棟（部屋数6室）・日帰り浴場・レストラン建設、平成8年6月完成の大宴会場棟建設（宴会場3室）があげられる。

<宿泊施設の稼働状況>

宿泊棟について見てみると、(表2)で示したとおり、美榛苑設置の翌年の昭和56年11月に本館宿泊棟が完成し宿泊客の受け入れを始めてから、新館宿泊棟及び別館宿泊棟建設後の平成7年度までは順調に利用客数が増加している。しかしながら、平成7年度の34,371人をピークに宿泊者数は次第に減少し、平成20年度においては18,255人にまで落ち込んでいる。平成20年度における各宿泊室別の稼働率は(表6)のとおりであるが、宿泊室全体の稼働率は42.2%にすぎず、結果論ではあるが、施設規模を拡大しすぎたのではないかと思われる。

<表6> 宿泊室稼働率

ロケーション	部屋番号	稼働率		ロケーション	部屋番号	稼働率	
本館1階	101	0.9%	※1	新館2階 (※3)	221	52.1%	
	102	7.9%	※1		222	34.9%	
	103	82.3%			223	20.9%	
	104	81.7%			224	1.7%	※2
	105	83.9%			225	1.7%	※2
	106	42.0%			226	18.3%	
	107	83.1%			227	16.9%	
	108	63.7%			228	19.4%	
	109	56.1%			229	2.5%	※1
	110	17.2%	※1		230	2.5%	※1
本館2階	111	3.1%	※1	別館2階	251	64.5%	
	201	3.4%	※1		252	47.9%	
	202	3.7%	※1		253	80.0%	
	203	70.0%			254	74.7%	
	204	64.5%			255	72.7%	
	205	60.9%			256	73.0%	
	206	57.5%		本館3階	301	63.7%	
	207	51.3%			302	52.7%	
	208	40.3%			303	64.0%	
	209	30.7%			304	58.3%	
	210	13.8%			305	68.5%	
211	4.8%	※1	宿泊室全体		42.2%		

- ※1 部屋食を希望する宿泊客のための食事部屋として使用している。
- ※2 大浴場ボイラー室の真上にあるため、基本的に空き部屋対応している。
- ※3 新館の稼働率が低くなっているが、厨房や配膳室の位置関係等から基本的に本館及び別館を優先的に提供しているためである。

<宴会・会議の利用状況>

大宴会場が完成した平成8年度に宴会・会議での利用客数は49,590人まで増加したものの、翌年度から利用客数が減少していることは(表2)に示しているとおりである。また、平成20年度における各宴会場・会議室別の稼働率は(表7)のとおりである。社会情勢の変化により企業による会議室の利用や結婚披露宴が減少しているという事情もあるが、多額の建設費用をかけて大宴会場棟を建設した翌年から利用客数が減少していることからすれば、建設の意思決定時に行われたであろう需要予測が甘かったのではないかと推察される。

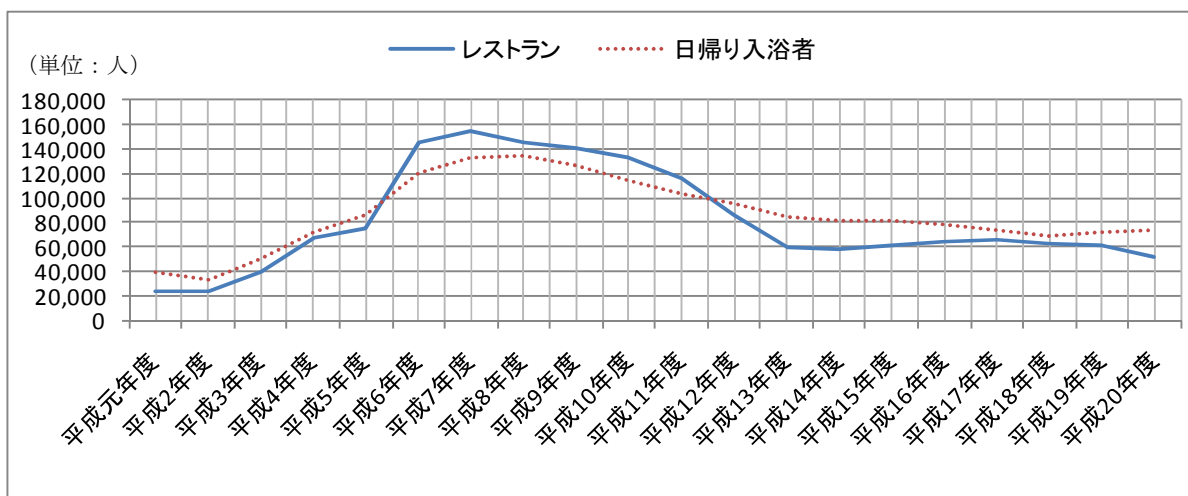
<表7> 宴会場・会議室稼働率

種別	名称	稼働率
宴会場	ひのき	60.3%
	やまつつじ	24.5%
	うぐいす	66.8%
	鳥見山	40.0%
	大和富士	40.9%
	伊那佐山	25.6%
	高城山	9.0%
	鶴	8.2%
	亀	6.2%
会議室	松	13.5%
	竹	21.1%
	梅	29.9%

<レストラン・日帰り浴場の利用状況>

レストラン及び日帰り浴場は平成6年度に稼働開始しており、その後しばらくは利用客数が増加したものの近年は当該施設建設前の水準にまで利用客数が減少している（表8）。日帰り浴場は利用客のさらなる増加及び地元住民へのサービス拡充という観点から建設されたものであり、それなりの意義を有しているものと認められる。しかしながら、宿泊客用と別に厨房を備え、かつ調理及び配膳のための職員を常に配置しなければならないレストランは美榛苑の経営の重しになっていると考えられる（表9）。

<表8> 利用客数の推移（レストラン、日帰り入浴者）



<表9> 部門別損益状況

(単位: 千円)

	宿泊宴会		日帰り入浴		レストラン		売店	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
売上高	354,600	341,757	29,342	29,216	61,108	52,010	45,272	44,983
仕入原価	86,312	77,669	0	0	24,241	18,278	32,213	31,492
売上総利益	268,288	264,088	29,342	29,216	36,867	33,732	13,059	13,491
人件費	120,406	118,562	4,085	4,095	47,264	34,524	3,405	3,413
部門別損益	147,882	145,526	25,257	25,121	△ 10,397	△ 792	9,654	10,078

※上記数値は平成21年10月29日付で作成されている美榛苑の内部資料である「部署別損益計算書[1]」から転記している。

以上のことから、2度にわたって増築した宿泊施設、完成の翌年度から利用客数が減少に転じている大宴会場棟及び厨房の重複や固定的な人件費を生み出すレストランといった過剰とも思われる施設に係る維持経費、並びにこれらの施設整備のほとんどすべてを企業債の発行で調達した資金で賄ったことによる営業収益の7%~9%を占める重い金利負担が単年度損失の継続的な発生の原因になっていると整理できる。

(3) 人件費について

他自治体における類似施設（公営企業形態の観光施設）と美榛苑の各種人件費の営業収益に占める割合を比較すると（表10）のとおりである。

<表10> 営業収益に対する人件費比率の他施設比較（平成19年度）

（単位：千円）

	奈良県・宇陀市		山梨県・甲州市		鳥取県・湯梨浜町	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
営業収益	486,515		846,429		377,353	
営業費用	589,575		786,144		336,745	
営業利益	△ 103,060		60,285		40,608	
正規職員人件費	145,003	29.8%	136,328	16.1%	51,971	13.8%
その他人件費	87,555	18.0%	80,416	9.5%	66,568	17.6%
人件費合計	232,558	47.8%	216,744	25.6%	118,539	31.4%
職員数（人）		85		23		21
客室数（室）		43		21		40
宿泊定員数（人）		190		79		145

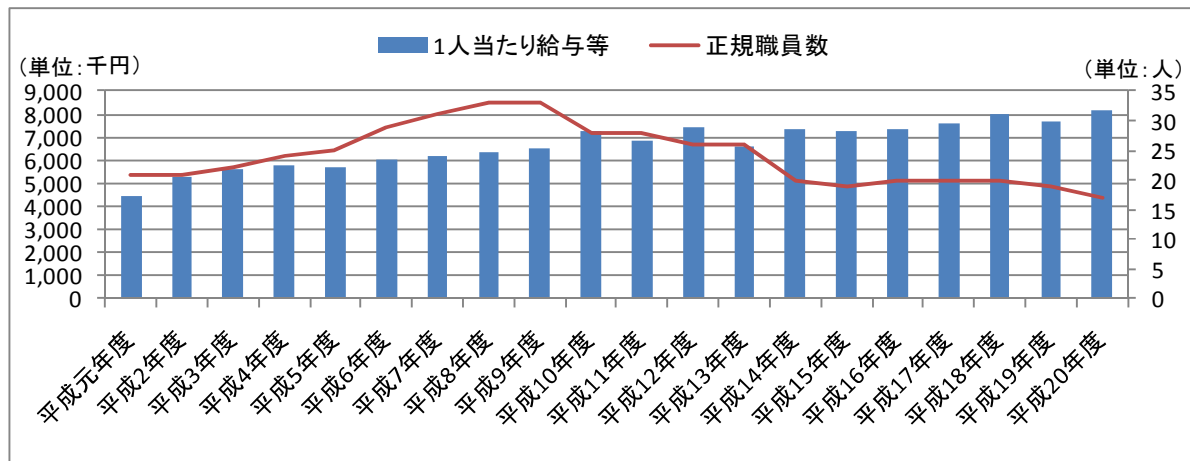
※上記表は「総務省自治財政局編 地方公営企業年鑑第55集（平成19年4月1日～平成20年3月31日）」に記載されている施設のうち、営業利益（営業収益－営業費用）が生じている施設について営業収益に対する人件費の割合を記載したものである（なお、営業収益に対する人件費の割合が数パーセントしかない静岡県浜松市、静岡県松崎市、長野県松本市の各施設は運営形態が異なると思われるため掲載していない）。

※「正規職員人件費」は「職員給与費」の基本給、手当及び法定福利費の合計金額である。

※上記表には地方公営企業年鑑から採取した数値をそのまま掲載しているため、美榛苑の人件費の金額が当報告書中の他の資料と必ずしも整合していない。

美榛苑の人件費比率は人件費合計ベースで47.8%、正規職員人件費ベースで29.8%となっており、山梨県甲州市の25.6%、16.1%及び鳥取県湯梨浜町の31.4%、13.8%と比較して著しく高くなっている。正規職員数及び正規職員に係る1人当たり給与等の推移は（表11）のとおりである。

<表11> 正規職員数及び1人当たり給与等の推移



※「給与等」には給料のほか、各種手当及び法定福利費を含んでいる。

※正規職員数は各年度末時点のものである。

正規職員数が最も多かった平成8年度及び平成9年度の33人と比較して平成20年度末時点の人員数は17人と半減しているが、売上高の減少幅が縮小した平成14年度以降はゆるやかな減少にとどまっている。一方、正規職員の1人当たり給与等は条例等に基づきほぼ一貫して上昇を続けている。

人件費比率が極めて高い原因として以下のような理由が考えられる。

- 過去の拡大路線の中で、必要とする調理職員を確保するために正規職員として雇用せざるを得なかった。
- 職員が公務員もしくは公務員に準じる者であるため、施設の経営状況に合わせた柔軟な雇用体制をとりづらい。
- 年功序列で給与水準が高まるため、給与水準の低い職員との交替がない限り1人当たり人件費が逡増する。
- 同種の事業を営む民間会社のような変形労働時間制を採用できないため、就業時間中のアイドルタイム及び時間外労働が生じやすい。

(4) 競合施設の増加について

宇陀市内には美榛苑のほかにも競合する施設として「あきののゆ」「椿寿荘」がある。「あきののゆ」は旧大宇陀町時代に営業を開始したものの現在は指定管理者制度を利用して運営されており、「椿寿荘」は奈良県から無償譲渡を受けた特定非営利活動法人によって運営が行われている。また、宇陀市近隣の曾爾村及び御杖村にもそれぞれ「日帰り温泉施設」である「お亀の湯」「姫石の湯」がある。平成19年にこれらの施設と「宇陀温泉郷」を立ち上げてスタンプラリーを開催する等しているものの、他の施設よりも古くから営業を行っている美榛苑にとっては顧客の流失という側面が強く、利用客を従来水準にまで回復させることは容易でない状況にある。

<表12>宇陀市内及び同市近郊にある温泉施設の概要

	美榛苑	あきののゆ	お亀の湯	姫石の湯	椿寿荘
所在地	宇陀市榛原区	宇陀市大宇陀区	宇陀郡曾爾村	宇陀郡御杖村	宇陀市大宇陀区
開業年月日	昭和63年	平成11年11月	平成16年12月	平成16年7月	昭和46年4月
設備等	日帰り温泉、宿泊	日帰り温泉のみ	日帰り温泉のみ	日帰り温泉のみ	宿泊のみ
入浴料(日帰り入浴)	大人：500円	大人：700円	大人：500円(平日) 大人：700円(土日・祝日)	大人：600円	—
露天風呂	なし	あり	あり	あり	なし

(5) 景気の悪化について

アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の影響から一部には景気底打ちの兆しが見られるものの、依然として企業業績や雇用情勢の悪化は続いており、個人消費も低迷したまま推移している。加えて新型インフルエンザの影響もあり、温泉施設を含めた観光産業にとっては厳しい環境が続いている。

(6) 設備の老朽化について

昭和 55 年に老人福祉センターとして開設されてから施設を順次増築してきたものの、既存の施設や設備に対する補修・取替工事はほとんど行われておらず、バリアフリー対応も十分に行われているとはいえない（別館宿泊室等）。宿泊施設はないものの、近隣にある「あきののゆ」「お亀の湯」「姫石の湯」は比較的新しいため、美榛苑にとって「施設の老朽化」が新たな顧客層の開拓に障害となっている可能性がある。

(7) 低いサービス水準について

美榛苑担当者へのヒアリング及び温泉関係ホームページサイトへの利用者の書込み内容分析の結果、サービス水準が向上しないことが課題であるが、美榛苑内部での要因は以下のとおりである。

- 職員が公務員もしくは公務員に準じる身分を有していることもあり、サービス業に従事しているという意識が希薄となりがちであり、かつインセンティブがはたらかずサービスを向上していこうというモチベーションが醸成される環境とはなっていない。
- 施設の立地条件、硬直的な賃金体系かつ単価も決して高くないため、パート職員の新規採用が困難である。

(8) PR 不足について

利用客を増加させるための対策として大手旅行会社への営業活動を行っているが、潜在的な利用客に対する直接的な PR 活動が必ずしも十分ではないように見受けられる。

- 美榛苑の最大のセールスポイントはその優れた泉質にあると思われるが、ホームページやパンフレットからはそのことが十分に伝わってこない。
- インターネットでの予約受付を実施していない。美榛苑の主な利用客がインターネットの取り扱いに不慣れな高齢者であることが理由とされているが、利用客となる高齢者自身が旅行先を探しているとは限らず、高齢者の家族が旅行先を探すことも考えられる。この例でもわかるように美榛苑自身が PR の対象者や客層を高齢者に絞りこんでしまっていることが新たな顧客層開拓の妨げとなっている可能性がある。

【4】資金不足比率が 275.1%となった要因について～市の施設としての位置付けからの要因

(1) 財政状況の推移について

美榛苑の財政状況の推移は(表13)のとおりである。独立採算が前提となる地方公営企業法の適用当初から過大な負債を抱えていることがわかる。

<表13> 財政状況の推移

(単位:千円)

勘定科目	開始貸借対照表	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度
土地	41,059	171,630	171,630	171,630	171,630
償却資産	318,641	1,050,881	1,645,244	1,351,374	1,083,459
流動資産	1,532	192,990	63,118	64,635	17,797
資産合計	361,232	1,415,501	1,879,992	1,587,639	1,272,886
一時借入金	0	0	150,000	650,000	1,360,000
その他の負債	0	49,410	48,943	72,414	60,319
負債合計	0	49,410	198,943	722,414	1,420,319
固有資本金	83,432	83,432	83,432	83,432	83,432
繰入資本金	0	10,000	10,000	57,750	111,643
組入資本金	0	153,577	349,350	349,350	349,350
借入資本金	277,800	1,011,344	1,397,444	945,131	448,622
剰余金	0	107,738	△ 159,177	△ 570,438	△ 1,140,480
資本合計	361,232	1,366,091	1,681,049	865,225	△ 147,433
負債・資本合計	361,232	1,415,501	1,879,992	1,587,639	1,272,886

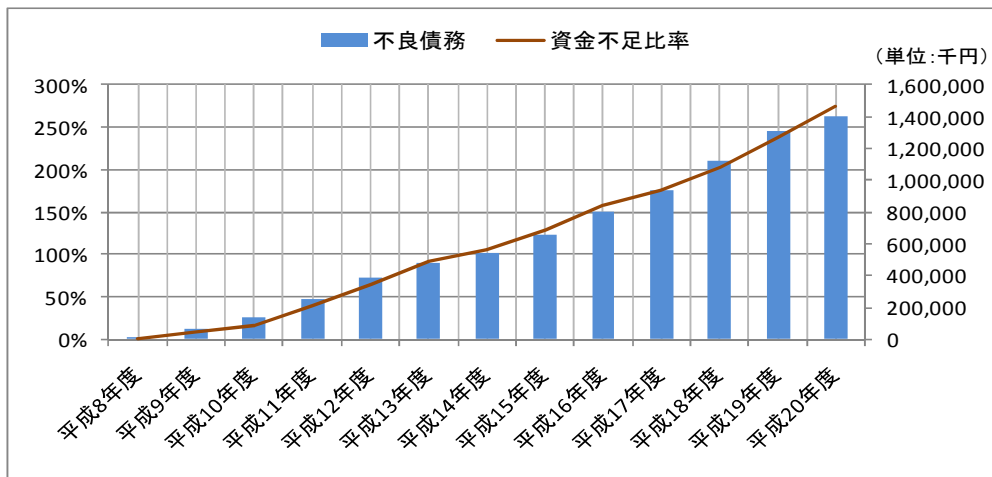
※開始貸借対照表については詳細が不明であるため「流動資産」及び「その他の負債」に必要な調整を行っている。当該項目以外は昭和57年度の保養センター美榛苑決算書から採取した正確な数値である。

(2) 資金不足比率の推移について

平成8年度以降、資金不足(不良債務=流動負債-流動資産)が継続的に発生している。そこで、過去に遡って資金不足比率を推計したところ、平成11年度に経営健全化基準である20%を超過して以降、上昇の一途をたどっていることがわかる。

$$\text{資金不足比率} = \text{資金不足額} / \text{事業規模 (=営業収益の額)}$$

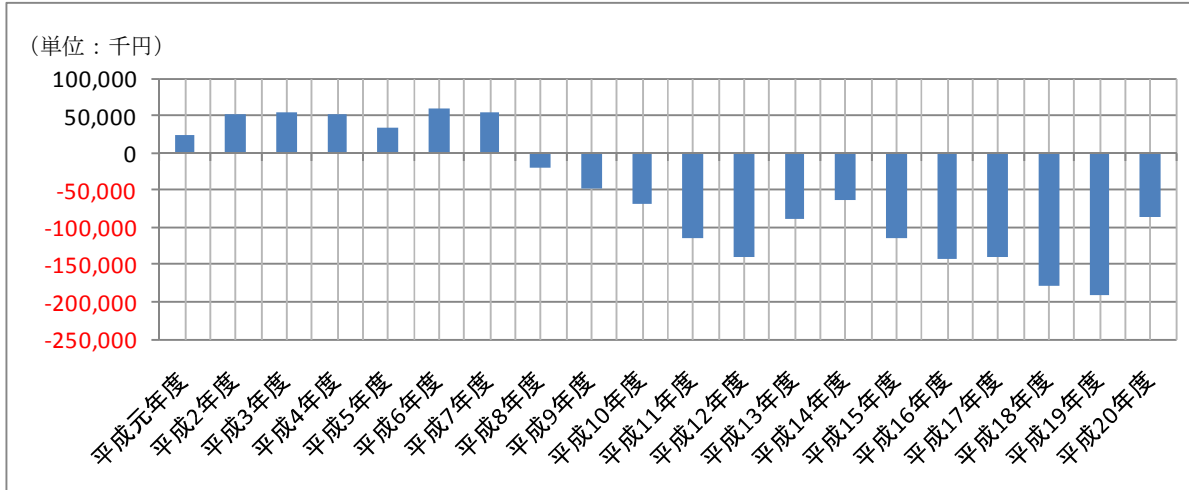
<表14> 不良債務及び資金不足比率の推移



(3) 継続的な単年度資金収支赤字の発生について

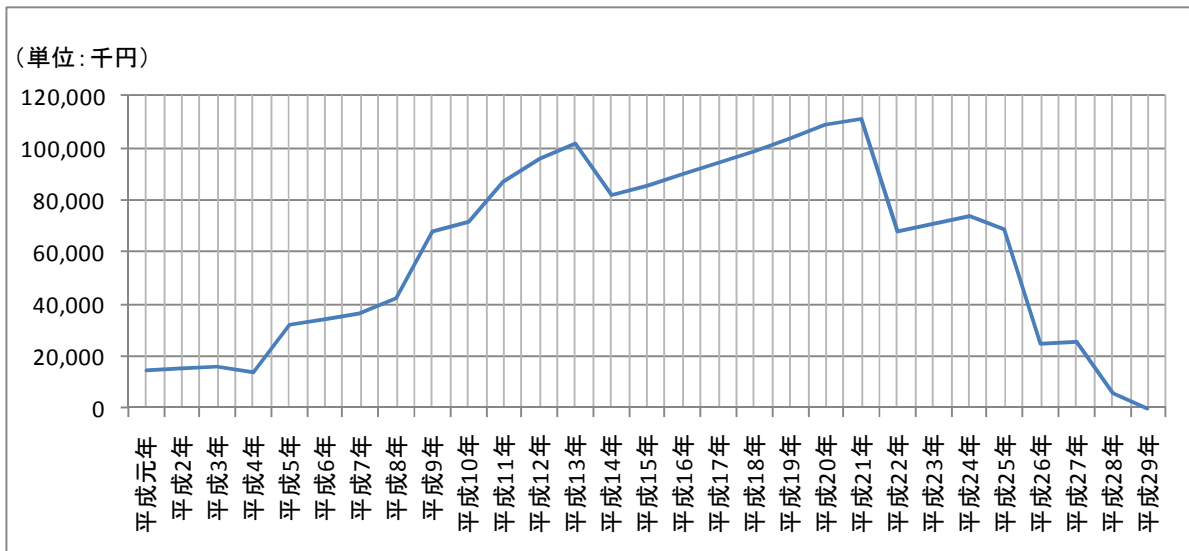
(表15)は「当期純利益+減価償却費-企業債元金償還額」により簡便的に算出した各年度の資金収支額の推移である。

<表15> 資金収支額の推移



(表4)にあるように平成8年度から単年度損益が赤字となっており、同時に企業債の元金償還額も急激に増加している(表16)。美榛苑における単年度資金収支赤字の発生は、経営の悪化による当期純損失の発生と施設整備に係る企業債(借金)の返済が主な原因であるといえる。

<表16> 企業債元金償還額の推移



※既存の企業債の元金償還は平成28年度で完了する見込みである。

(4) 主な施設整備に対する負担区分（一般会計の負担）について

主な施設整備に対する投資額（土地、特別会計引継時調整額 1,532 千円含む）及びこれらに係る一般会計と宇陀市保養センター特別会計との間での負担区分は（表 17）のとおりである。

<表 17> 主な施設整備に対する投資額とその負担区分

(単位：千円)

主な施設整備の内容	整備時期	施設整備費等		負担区分		
		特別会計※1	一般会計	特別会計※1 (起債等)	一般会計	
老人福祉センター建設	昭和55年11月	83,432	251,595		335,027	※2
本館宿泊棟建設	昭和56年11月	277,800	59,729	277,800	59,729	※3
温泉試掘	昭和62年1月	10,000			10,000	※4
温泉掘削	昭和63年10月	39,000		39,000		
新館宿泊棟・大浴場建設	平成2年5月	497,200		497,200		
事務所改築	平成2年10月	50,000		50,000		※5
別館宿泊棟・日帰り浴場・レストラン建設	平成6年4月	647,800		647,800		
大宴会場棟建設	平成8年6月	338,900		338,900		
玄関・ロビー等改築	平成14年2月	47,750			47,750	※4
小計		1,991,882	311,324	1,850,700	452,506	
合計			2,303,206		2,303,206	

※1 宇陀市保養センター特別会計

※2 一般会計負担額 335,027 千円のうち 32,660 千円は奈良県からの補助金であり、83,432 千円は一般会計から固有資本金として出資したものである。

※3 昭和 56 年度から老人福祉センター事業会計(法非適用)を設置しているが、起債額 277,800 千円については旧榛原町が一般会計で起債した町債であり、昭和 57 年度に設置された宇陀市保養センター特別会計(法適用)に移管されたものである。

※4 一般会計から繰入資本金として受け入れたものである(この 57,750 千円と表 18 の資金的収入 53,893 千円の合計金額 111,643 千円が平成 20 年度末時点の繰入資本金残高となっている)。

※5 一般会計からの借入により資金を調達したものである。

主な施設整備に係る投資額 2,303,206 千円のうち企業債(宇陀市保養センター特別会計に引き継がれた旧榛原町が起債した町債 277,800 千円を含む。以下同様)を発行して調達した資金は 1,800,700 千円(一般会計からの借入 50,000 千円を除く)である。企業債を発行することなく実施した老人福祉センター建設、温泉試掘、玄関・ロビー等改築及び本館宿泊棟建設の一部については一般会計が必要な資金を負担している。

＜表 1 8＞施設整備に係る起債償還に対する一般会計からの繰入実績

(単位：千円)

	資本的収入	収益的収入	合計
平成7年度以前			
平成8年度			
平成9年度			
平成10年度			
平成11年度			
平成12年度			
平成13年度		70,230	70,230
平成14年度		50,000	50,000
平成15年度			
平成16年度			
平成17年度			
平成18年度			
平成19年度			
平成20年度	53,893	55,215	109,108
合計	53,893	175,445	229,338

※なお、平成20年度における一般会計からの繰入金109,108千円は、同年における企業債元金償還額と同額である。本来であれば全額資本的収入として受け入れるべきところ、美榛苑の決算書では55,215千円が収益的収入として計上されている。

※この他に無料入浴券利用負担金等の特定目的の収益的収入があるが当表からは除いている。

施設整備のために発行した企業債1,800,700千円のうち平成20年度末時点で償還済みのものは1,352,078千円であるが、一般会計による負担は最大でも229,338千円にすぎない（企業債の償還に充てるために資本的収入として繰入れた資金援助額53,893千円と、いわゆる赤字補てんのために収益的収入として繰入れた資金援助額175,445千円の合計額）。（表18）

平成7年度まで黒字経営を行っており、独立採算で運営すべき観光施設型の地方公営企業ではあるが高齢者福祉施設としての機能も併せもっている事業体における施設整備投資について、一般会計がどこまで負担すべきだったかは難しい問題ではあるが、少なくとも施設整備投資の大半を出資でなく借入に頼ったことは、経営が不安定となった大きな要因の一つと考えられる。結果的に過大な施設整備に係る運営経費の増大、それら施設整備に係る多額の元利償還の負担に耐え切れなかったにもかかわらず、一般会計からの資金援助が十分に行われることなく、単年度の資金不足を安易に一時借入金で賄ってきたことが著しく高い資金不足比率の発生につながったといえる。

第3 監査の結果及び意見

【1】美榛苑のあり方及び地方公営企業法の財務規定の継続適用について

(1) 美榛苑の存廃と地方公営企業法の財務規定適用の方向性の整理

美榛苑は、その変遷などから、観光の拠点施設であることに加え、高齢者の福祉施設、地域の雇用の場としても位置づけられており、また年間5億円近くの売上を計上する宿泊施設は近隣にないことから、地域経済における波及効果が非常に大きい施設である。

そこで、このような地域の拠点施設として位置付けられている美榛苑に関し、その存廃と地方公営企業法の財務規定適用の方向性について、これまでの経緯や現在置かれている状況等をできるだけ排し、第三者的観点から次表のとおり整理してみた。

地方公営企業法 財務規定 適用 美榛苑 のあり方	停 止		継 続	
	廃 止	【パターン①】 美榛苑を廃止し、残債務は「第三セクター等改革推進債」を活用して償還する。		/
存 続	【パターン②】 民間事業者等に譲渡し、運営から撤退する。 【パターン③】 施設の規模を大幅に縮小して一般会計に移し、残債務は「第三セクター等改革推進債」を活用して償還する。		直 営	指定管理者制度
		規 模 維 持	【パターン④】 施設の規模を維持し、直営で運営を継続する。	【パターン⑤】 施設の規模を維持し、指定管理者に運営を委ねる。
		規 模 縮 小	【パターン⑥】 施設の一部を閉鎖し、直営で運営を継続する。	【パターン⑦】 施設の一部を閉鎖し、指定管理者に運営を委ねる。

(2) 美榛苑の存廃と地方公営企業法の財務規定適用の方向性の具体的検討

(1) で記載したように、美榛苑は市民にとって必要な施設・事業と位置付けることはできる。しかしながら、その運営に市民の想定を大幅に上回る税等による財政負担が見込まれるならば、そのあり方をゼロベースで見直し、場合によっては施設の一部閉鎖や廃止などの厳しい選択肢も視野に入れる必要がある。

そこで、(1) で整理したそれぞれのパターンについて、これまでの経緯や現在置

かれている状況等も勘案しながら検討を加えてみることにする。

① 美榛苑の廃止

これは、時期を設定して美榛苑を廃止するという選択肢である。

美榛苑は、市民生活の安全を守ることや市民が最低限度の生活を営むにあたって必要不可欠の施設ではないため、いわば不要不急の施設であると位置付けることができる。また、現在の美榛苑の置かれた状況を勘案すると、独立採算での営業損益黒字化の目途が立っておらず、さらに初期の整備後 30 年近く経過した本館宿泊棟をはじめとした施設・設備の老朽化対策や現在の耐震基準を満たすための耐震対策に、将来にわたって億単位の資金を要することが見込まれる。

そこで、美榛苑単独で中長期的な経営を成り立たせることは困難であると判断し、美榛苑としての施設の廃止を決断するというものである。

なお、廃止時の残債務については、「第三セクター等改革推進債」を活用して確実に償還するとともに、美榛苑跡地や一部の施設については、他用途への転用や売却を行うことなどが考えられる。

施設を存続させることによる多額の将来負担発生を抑制することにはつながるが、市民サービスの低下や 100 人近くの職員の雇用確保など、地域経済への影響は避けられないと思われる。

② 民間事業者等への譲渡

これは、美榛苑の施設・設備部分について民間事業者等へ譲渡し、市として美榛苑の運営から撤退するという選択肢である。

宇陀市内に存在する同種の施設に「かぎろひの里 椿寿荘」がある。これは、かつて奈良県が設置していた「老人休養ホーム 椿寿荘宇陀寮」が老朽化のために休業し、平成 21 年 3 月末に廃止予定となっていたものを、県が地元の特設非営利活動法人に施設を無償譲渡し、営業を再開しているという事例である。

温泉付保養施設で高齢者の利用も多いという点で、美榛苑と非常に近似しているため、選択肢として検討できる。ただし、残債務の負担、100 人近くの職員の処遇など、実現に向けての課題は小さくないと思われる。

③ 施設を一般会計へ移管

これは、現在、地方公営企業法の財務規定を適用して経営を行っている美榛苑について、地方公営企業法の財務規定の適用（特別会計での運営）を停止し、市の一般会計の中で運営を行うという選択肢である。

かつては料金収入で管理運営費用を賄っていた（利益を生み出していた）ため、地方公営企業法の財務規定を適用した経営を行うことも合理的であったが、現在

の置かれた状況からは観光施設として独立採算を図ることが困難である。

そこで、従前から慣れ親しんできたという住民感情にも配慮して、特徴ある泉質の温泉を中心に市の観光資源として活用する等の観点から施設の廃止や民間事業者等への譲渡は避けるため、一般的な他の施設と同様に一般会計内の一施設として運営するものである。

しかしながら、施設を一般会計に移したとしても借金は引き続き残り、この借金返済を一時に行うことは財政運営上不可能である。そこで、「第三セクター等改革推進債」を活用する方法があるが、原則として施設の廃止が前提とされており、また発行に伴う将来の「実質公債費比率」に与える影響は小さくないことから、実現のためのハードルは高いと思われる。

また、会計処理方法が企業会計方式から収支会計方式になることで経営状況が外（住民）から見えにくくなることから、あまり好ましい選択肢ではないと考える。

④ 施設の規模を維持して直営で運営継続

これは、現在の施設や運営形態をそのまま継続するという選択肢である。

現在の施設の規模を維持し、運営形態を継続することは、赤字経営の継続と施設・設備の老朽化対策や耐震対策に関する多額の負担が将来発生することを意味するため、他のパターンへの移行までの一時的な措置としてしか認められないと考える。

⑤ 施設の規模を維持して指定管理者に管理運営を移行

これは、現在の施設の規模は維持するが、施設の設置条例（宇陀市保養センター美榛苑管理条例）を改正し、運営形態について指定管理者制度を導入するという選択肢である。

赤字経営の継続が避けられない現在の直営方式ではなく、宿泊施設等の集客施設の管理運営の実績がある民間事業者（指定管理者）に美榛苑の運営を委ねる方式への転換であり、民間ノウハウのさらなる導入による弾力的な運営、従業員に対する柔軟な賃金体系の設定などによる効率的な運営と利用者満足度の向上を通じた美榛苑の活性化が期待される。

ただし、過剰と思われる規模の施設を維持することにより効率的な施設運営が阻害されることや施設・設備の老朽化対策や耐震対策に関する多額の負担が将来的に発生することが避けられないため、改革効果が限定される可能性があると考えられる。

⑥ 施設の一部を閉鎖して直営で運営継続

これは、運営形態は直営方式を継続するが、施設の一部を閉鎖して、規模を現在よりも縮小するという選択肢である。

赤字の発生要因となっている施設の一部を閉鎖して損益改善を図ることになるため、事業規模（売上高）を減少させながら縮小均衡を目指すことになる。施設・設備の老朽化対策や耐震対策に関する負担も限定的になり、経営資源の選択と集中による経営改善が図られるため、④に比べると損益状況の大幅な改善が期待される。しかしながら、運営の硬直化や人件費の高止まりなど、直営方式の課題は引き続き残ることになるため、④と同様に他のパターンへの移行までの一時的な措置としてしか認められないと考える。

⑦ 施設の一部を閉鎖して指定管理者に管理運営を移行

これは、施設の規模を現在よりも縮小した上で、施設の設置条例（宇陀市保養センター美榛苑管理条例）を改正し、運営形態について指定管理者制度を導入するという選択肢である。

⑥で記載した縮小均衡を目指しながら、施設・設備の老朽化対策や耐震対策に関する負担も限定的になり、直営方式の課題もクリアできることになるため、美榛苑を存続させる選択肢の中では、もっとも現実的なものではないかと考える。

(3) 意見

「第2 資金不足比率が経営健全化基準以上になった要因について」で整理しているように、運営の改善は進められているものの、単年度損益の赤字は継続しており、施設の規模を維持して直営で運営継続する（パターン④）ならば、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることは不可能であると思われる。

また、美榛苑を存続させて事業を継続する（パターン②～⑦）という意思決定をするのであれば、美榛苑の位置づけを改めて議論する必要があるし、堅実経営を前提とした一般会計からの財政面での支援のあり方を明確にする必要がある。

これらの議論なく、美榛苑存続のみを意思決定することは、現在の住民や利用者にとってはよいかもしいないが、将来の住民や利用者にとっては好ましいものではないどころか、無責任な対応ではないかと考える。

そこでまず、宇陀市財政課が推計し平成21年11月に奈良県に提出した一般会計を含む普通会計の今後の財政見通しを検討してみる。

＜宇陀市普通会計財政見通し(平成 21 年 11 月現在)＞

【歳入】

(単位:百万円)

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方税	3,325	3,255	3,162	3,122	3,058	2,981	2,932	2,885
地方交付税	8,752	9,291	9,618	9,568	9,173	9,078	9,144	9,220
地方債	2,704	1,682	1,769	1,908	1,979	762	838	775
その他	4,629	4,239	6,259	4,332	4,607	4,172	3,860	3,781
合計	19,410	18,467	20,808	18,930	18,817	16,993	16,774	16,661

【歳出】

(単位:百万円)

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	4,721	4,335	4,346	4,263	4,340	4,298	4,247	4,040
物件費	2,120	1,941	2,271	2,145	2,081	2,081	2,019	2,019
扶助費	1,448	1,527	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480
公債費	3,851	4,188	4,190	4,277	4,303	3,894	3,788	3,492
投資的経費	2,150	2,183	2,858	1,772	2,006	1,144	1,167	1,110
補助費等	1,778	2,327	3,083	2,360	2,395	2,465	2,476	2,478
(うち美榛苑分)	(4)	(109)	(150)	(150)	(150)	(150)	(150)	(150)
繰出金	1,667	1,550	1,498	1,344	1,351	1,336	1,335	1,308
その他	1,555	278	949	884	769	198	191	508
合計	19,290	18,329	20,675	18,525	18,725	16,896	16,703	16,435

【歳入歳出差引】

(単位:百万円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
差引	120	138	133	405	92	97	41	226

(注)

1. H19 及び H20 は決算実績額、H21 は当初予算額、H22 以降は推計額。
2. 歳入「その他」には、前年度の歳入歳出差引額が含まれている。
3. 歳出「うち美榛苑分」は、補助費等のうち美榛苑への補助金額を記載している。

今後の財政見通しにおいては、以下の諸点がポイントとして挙げられる。

- 美榛苑への財政支援は年間 1 億 5 千万円
- 平成 23 年度に起債償還（公債費）がピークを迎える
- 平成 23 年度に新宇陀市民病院が開院することに伴う補助費等の増加
- 平成 25 年度に職員の退職に伴う退職手当支給（人件費）がピークを迎える

また、平成 27 年度以降では、平成 28 年度に宇陀川流域下水道施設が奈良県から移管されることに伴う財政負担の増加も見込まれている。

これらの課題が盛り込まれた財政見通しを想定すると、現時点で見込まれている以上の美榛苑への一般会計からの財政面での支援を視野に入れることは到底不可能であることがわかる。すなわち、美榛苑が施設・設備の老朽化対策や耐震対策に関する多額の投資を行ったとしても、それに関する一般会計からの財政支援が見込めないということである。

一般会計からの財政支援が見込めなければ、このような投資の財源は企業債の発行で賄うことになる想定されるが、現在置かれている美榛苑の状況を考えると、これらの投資を行ったとしても売上の劇的な増加につながる可能性は高くなく、逆に発行した地方債の償還負担が新たな資金流出要因となり、再び美榛苑の資金繰り悪化につながると考えられる。

そこで、仮に美榛苑に対して現時点で見込まれている金額を大幅に上回る一般会計からの財政面での支援を行うとするならば、他の歳出を大幅に削減しない限り、一般会計の歳入歳出差引が赤字になり、その水準が財政健全化法で定められた早期健全化基準以上になった場合には、今般の美榛苑に関する「経営健全化計画」にとどまらず、市自体が「財政健全化団体」に陥り、「財政健全化計画」を策定しなければならなくなる。

美榛苑を存続させる前提で、市が「財政健全化団体」に陥る事態を回避しようと考えた場合、施設・設備の老朽化対策や耐震対策に関する投資額を抑制する選択肢しか残されていないといえる。すなわち、市が所有したまま美榛苑を存続させるという意思決定を行うならば、前述のパターン⑦が現実的な選択肢であるといえよう。

また、パターン⑦を選択するに際しては、

- ▶ レストランを廃止し、休憩室等に模様替える（軽食は自販機で対応など）
- ▶ これに伴い、2 か所ある厨房を 1 か所に減らす
- ▶ 2 か所ある浴場（温泉）を 1 か所に減らす（日帰り客と宿泊客の時間帯を分離）
- ▶ 本館宿泊棟の改装（トイレなし⇒トイレ付き）で稼働率低下が見込まれる新館棟（開設当時からトイレ付き）を閉鎖する

などの大胆な施設規模の縮小を検討すべきである。

なお、今後の検討にあたっては、住民・議会を巻き込みながら「これだけの税負担を伴う施設が市民にとって本当に必要なのか」といった美榛苑のあり方の原点に立ち返った議論を行うことが重要である。その上で、施設の規模のあり方を検討する際には、今後の運営主体となり得る民間事業者からも積極的に提案を求めるなどし、市民が納得して利用しやすい施設とすることが必要であろう。

そして、これらの結果を「経営健全化計画」に盛り込む（あるいは「経営健全化計画」を適宜見直していく）ことが必要である。

【2】美榛苑に対する一般会計からの支援ルールの明確化について

「第2 資金不足比率が経営健全化基準以上になった理由について」で整理しているように、これまでは美榛苑に対する一般会計からの支援ルールが明確にされていなかったため、対症療法的な営業損益改善を目指した営業収益の増加策（平成21年度中に実施された本館宿泊室内へのトイレ設置など）の実施、人件費の削減、経費削減などが図られているが、継続的・戦略的な支援がなされず、本質的な経営課題である企業債と一時借入金の着実な返済が先送りされてきた感は否めない。

この支援ルールが、結果的に次年度以降の美榛苑の資金不足比率のみならず、市の健全化判断比率のうち、「実質公債費比率」や「将来負担比率」の算定に大きく関わってくることから、「経営健全化計画」の策定にあたっては、支援ルールの明確化は必須であるといえる。

なお、その際には次節に述べる美榛苑に対する投資計画を含めどのくらいの財政負担まで認められるか議論し、市民への周知と情報公開が必要である。

【3】美榛苑を存続するにあたっての投資計画の策定について

既述のとおり、美榛苑でもっとも最初に整備された本館宿泊棟部分については、初期の整備後30年近くが経過している。また、従来の建築基準法の基準で整備されたことから、最近の耐震基準を満たしていない状況である。

仮に中長期的に美榛苑を存続させることを前提とするならば、耐震対策工事、ボイラーや排水設備の改修、送迎バス等の更新、露天風呂の設置など、相当程度大規模な改築や修繕が必要不可欠であると想定される。しかしながら、調査日現在では、これらの大規模な改築や修繕に要する投資額の積算（試算）がなされておらず、今後の美榛苑経営や市の一般会計における負担の程度が把握できない状況にある。

美榛苑は公共施設であることから、住民や利用者の生命と安全を守ることが他の類似施設と比べてより一層求められるはずである。そこで、これまでは将来の投資計画に関する議論がほとんどされてこなかったようであるが、美榛苑を存続させるのであれば、将来を見据え、策定が求められている「経営健全化計画」に投資計画の内容、時期及び金額を反映すべきであると考ええる。

【厨房】



【浄化槽】



【ボイラー室】



【空冷チラー】



【4】利便性の向上と効果的なPRについて（存続を前提として）

美榛苑は、老人福祉センターとして開設され、その後も高齢者福祉施設としての性格が強く、高齢者層の利用が大半であることから、市内の高齢者を意識したサービスにとどまっていると、実体験を通じて監査人は感じたところである。たとえば、インターネット（自社サイト・他社の宿泊施設予約サイトとも）での宿泊予約ができないこと、代金支払にクレジットカードが利用できないこと、送迎バスの時間が毎時固定化されており鉄道での最寄駅到着から待ち時間が長くかかることがあることなどである。費用対効果を勘案する必要はあるが、新たな顧客層の開拓やさらなるリピーターの確保のため、さらなる利便性の向上を図ることを検討すべきである。

また、美榛苑の特徴は「温泉の泉質」との説明を受けたが、そのことが美榛苑のパンフレットやホームページなどで十分に伝えきれていないのではないかと感じた。監査人も実際に入浴してみたが、確かに他の温泉にはない「ヌルヌル感」を感じたところである。このような貴重な温泉資源を有しているのであるから、たとえば実際に入浴した利用者の声を掲載したり、入浴後の肌感が伝わるような写真を掲載するなどして積極的にPRし、新たな顧客獲得に結び付けるように工夫すべきであろう。

【5】一時借入金について

地方公営企業法第29条では以下の規定がなされている。

（一時借入金）

第29条 管理者は、予算内の支出をするため、一時の借入をすることができる。

2 前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができない場合においては、償還することができない金額を限度として、これを借り換えることができる。

3 前項但書の規定により借り換えた借入金は、1年以内に償還しなければならない。但し、借入金をもってこれを償還するようなことをしてはならない。

「第2 資金不足比率が経営健全化基準以上になった理由について」で整理しているように、美榛苑での平成20年度末における一時借入金残高が約14億円と、年間売上高（営業収益）約5億円の3倍近くに及んでいる。この点について、実質的に借入金で借入金を返済していると考えられ、第29条第3項の規定に抵触している可能性があると思われる。そこで、当該規定への抵触可能性を解消するため、一時借入金残高を減少させるための計画的な対応が望まれる。

【6】資本取引（資本的収入）と損益取引（収益的収入）の区別について

平成 20 年度において、美榛苑は一般会計から起債元金償還額 109,108 千円と同額の資金援助を受けているが、「第 2 資金不足比率が経営健全化基準以上になった理由について」で記載しているように、うち 53,893 千円を出資（資本的収入）として受け入れ、残り 55,215 千円を経費に対する資金援助（収益的収入）として受け入れた会計処理を行い、貸借対照表及び損益計算書が作成されている。

しかしながら、いずれの金額もその根拠は明確ではなく、平成 13 年度の 70,230 千円及び平成 14 年度の 50,000 千円についても起債の元金償還に充てるための資金援助として全額を資本的収入で処理すべきであったと思われる。企業会計の基本的な考え方の 1 つである「資本取引と損益取引の区別」は、取引の実態に合わせて適切に行うべきである。そこで、これらの問題が発生しないようにするため、今後は一般会計からの支援を全額「出資」として受け入れるなどの対応が考えられる。

以上